

甲賀市人権総合計画

平成20年(2008年)4月

甲 賀 市

目次

第1章 計画策定の背景 P1～

- 1 国際社会と国内の動向
- 2 人権に関する社会の現状

第2章 人権総合計画策定の趣旨・期間 P2～

- 1 人権総合計画策定の趣旨
- 2 人権総合計画の期間

第3章 施策推進のための体制づくり P4～

- 1 庁内の推進体制
- 2 市民・地域との連携、市民組織の充実
- 3 企業との連携
- 4 民間団体との連携
- 5 相談体制、救済（支援）体制の充実
- 6 調査の実施

第4章 個別課題 P8～

同和問題
女性
子ども
高齢者
障がいのある人
外国人
その他さまざまな人権問題等

用語の解説 P27～

資料編 P30～

はじめに

人権とは、「社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然持っている固有の権利」で地球上に住む人間誰もが生まれながらにして平等に持っているものであり保障されるべき権利です。

1948年12月に国連で世界人権宣言が採択されて60年が経過した今日、国際社会全般において人権問題への関心が高まっており、世界的な潮流で人権尊重に向けた取り組みが進められています。

甲賀市では、平成16年(2004年)12月に「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、あらゆる差別のない明るく住みよいまちづくりを進めてまいりました。

今回、人権尊重のまちづくり条例の目指すところをより具体的な行政施策として反映させるための指針として「甲賀市人権総合計画」の策定に取り組み、ここに計画書としてまとめました。今後、この計画の推進を通じて、真に人権が確立されたまちづくりをめざして市民の皆さんとともに確かな歩みをしていきたいと考えておりますので、なお一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

後になりましたが、計画を策定するにあたり、骨子となる素案を作成いただいた甲賀市人権尊重のまちづくり推進協議会委員のみなさま、また計画案に対し熱心な議論を重ねていただいた甲賀市人権尊重のまちづくり審議会委員のみなさま、総合実態調査や、パブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました住民・団体のみなさまに心から謝意を表します。

平成20年(2008年)4月

甲賀市長 中嶋武嗣

第1章 計画策定の背景

1 国際社会と国内の動向

(1) 国際社会のとりくみ

20世紀は、二度の世界大戦が起こり、戦争こそが最大の人権侵害であることの深い反省から、昭和23年(1948年)国連の第3回総会で、「世界人権宣言」が採択されました。その後、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」など、多くの条約が採択され、世界中のすべての人の権利を守るとりくみが行われてきました。そして、平成6年(1994年)第49回国連総会において「人権教育のための国連10年」が決議され、これを受けて世界各国では、「人権教育のための国連10年行動計画」を策定し、積極的な人権教育、啓発が行われてきました。平成16年(2004年)12月には、国連において「人権教育のための国連10年」の後継計画である「人権教育のための世界プログラム」が決議され、このプログラムを基に世界各地でとりくみが継続、推進されています。

(2) 国・県のとりくみ

我が国においては、日本国憲法により基本的人権が保障され、昭和47年(1972年)に「男女雇用機会均等法」、平成12年(2000年)に「児童虐待防止法」や「人権教育啓発推進法」等人権の社会規範となる様々な法律が制定されてきました。

滋賀県においては、平成10年(1998年)7月に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」を策定し、また、平成13年(2001年)4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、平成15年(2003年)3月には「滋賀県人権施策基本方針」が策定され、課題解決のための諸施策が進められています。

(3) 甲賀市のとりくみ

甲賀市では、平成16年(2004年)12月に「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」(以下「まちづくり条例」という。)を制定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに取り組みを進めています。

平成17年(2005年)11月に「甲賀市市民憲章」、同年12月に「甲賀市人権尊重の都市(まち)宣言」を、平成19年(2007年)3月には、「甲賀市総合計画」

(以下「市総合計画」という)を策定しました。

市総合計画において甲賀市は、まちづくりの理念(重視すべきまちづくりの戦略や基本的な考え方)のひとつに「互いの人権が尊重され、生活の安心感や生きがいをみんなで高めているまち」を掲げています。

また、基本計画の目標の第1項目の施策の柱を「ともに認めあう人権文化のまちづくり」とし、部落差別をはじめとするあらゆる人権侵害をしない、させない、許さない社会的環境の醸成に努め、市民一人ひとりの人権が尊重され互いに認めあえるまちづくりをめざすことを甲賀市全体の施策の基本方針として位置づけています。

2 人権に関する社会の現状

これまで人権問題解消に向けた様々な取り組みがされてきましたが、今なお社会で多くの人権問題が存在しています。甲賀市内でも公共施設への差別落書き、差別手紙などが発生しています。さらに、インターネット上での差別書き込みなど新たな人権問題も生じており、社会状況の変化に的確に対応した取り組みが求められています。

第2章 人権総合計画策定の趣旨・期間

1 人権総合計画策定の趣旨

人権とは「社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然持っている固有の権利」で地球上に住む人間誰もが生まれながらにして平等に持っているものであり保障されるべき権利です。

まちづくり条例は、その第1条で、「この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。」と定めています。

人権総合計画は、市総合計画に沿って、このまちづくり条例がめざす人権尊重

のまちづくりの理念を具体化していくことを目的として策定します。

このまちづくり条例の理念を具体化するため、次の5つの重点項目を掲げます。

- 「市民と行政との協働」
- 「人権を基礎とした施策の推進」
- 「人権教育、啓発活動の充実」
- 「人権に関する推進体制の充実」
- 「相談・支援体制の充実」

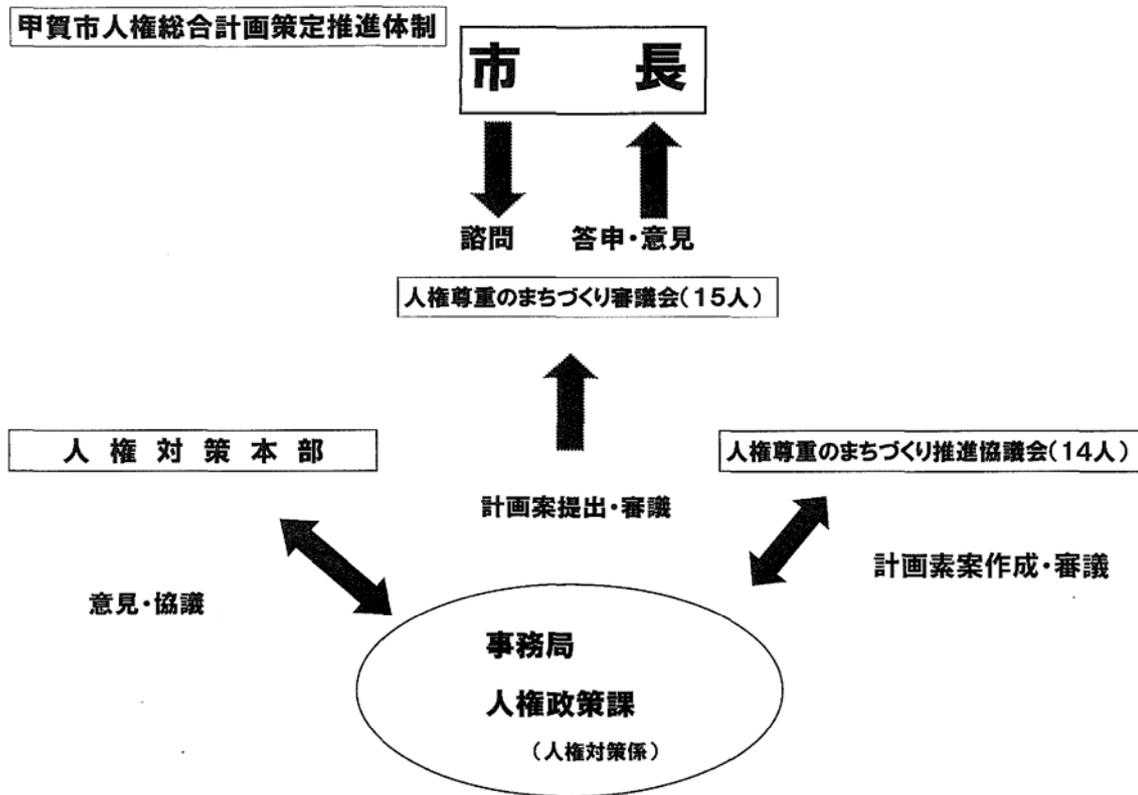
また、人権総合計画策定にあたっては、「同和問題」、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「外国人」などに関する人権問題の解決を主要課題とし、問題解消に向けた施策の推進を図るとともに、市民一人ひとりの声を真摯に受け止め、まちづくりに活かしていけるよう実効性のある計画とします。

2 人権総合計画の期間

人権総合計画は、人権尊重のまちづくりを総合的計画的に進めるものであり、一定期間の経過または社会情勢の変化により見直しを行います。

期間としては、市総合計画の目標年度との整合を図り、初年度を平成20年度（2008年度）とし平成28年度（2016年度）を目標年度とします。また、中間年の平成23年度（2011年度）には、計画の進捗状況と社会情勢の変化や国内外の動向、市民のニーズなどに応じた適切な施策のための見直しを行います。

計画の体制図



第3章 施策推進のための体制づくり

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、行政の推進体制の整備はもとより、差別をなくす意欲と実践力及び豊かな人権文化を創造する資質を備えた市民を育てることが重要です。そのためには各種行政施策を着実に推進するとともに、意欲的に人権推進に取り組もうとしている市民や市民グループと協働しながら、取り組みを進めることが大切です。計画を立てるだけでなく、計画がどのような施策として具体化され、成果を上げたのかについて評価を行うことにより、取り組みを効果的に推進します。

また、価値観や社会状況の変化に伴って新たな人権問題が発生したときに、これらに対応できるような視点や姿勢を整えていきます。

1. 庁内の推進体制

人権施策を効果的に推進するためには、各部署の個別施策を人権の視点で、連携、調整する総合行政が必要です。

人権尊重のまちづくりを推進していく市職員については、人権問題に対し、深い認識と実践力を持った職員を養成することが大切です。日頃から人権感覚を豊かにするため、全職員が積極的に人権問題を学び、家庭・地域・職場の中で自ら実践するとともに、人権の大切さを市民に正しく理解してもらえよう努めます。

また、人権問題が市民一人ひとりの問題となるよう教育・啓発活動を積極的かつ効果的に推進します。

(1) 市の組織・機構

推進本部の機能充実・強化

「人権対策本部」「人権教育のための国連10年推進本部」「同和対策本部」

「男女共同参画推進本部」

- ・各部署の部長・課長により人権尊重のまちづくり推進における連絡調整・協議を行い、具体的な施策の推進計画を樹立し、その推進状況を定期的に評価するとともに、相互の連携・調整を深め、総合行政としての機能を果たします。

本部会議・幹事会等の開催

「人権リーダー会議」

- ・各部署における係長以上代表者で構成し、市民啓発のリーダーとして職員相互の自覚と認識を高めるとともに、人権の視点に立った総合行政を推進するための機能を果たします。

人権尊重のまちづくり審議会

- ・市長の諮問に応じ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議します。

施策の計画の策定・実施に関する諮問、協議

人権尊重のまちづくり推進協議会

- ・人権尊重のまちづくりを推進するための啓発活動・調査研究・協議を行います。

施策の計画策定に関する調査研究・協議

(2) 職員研修の充実

- ・人権総合計画を推進していくには、職員の果たす役割は大きく、一人ひとりの資質の向上が必要です。

人権に関する職員の研修充実を図り、それぞれが担当する施策に人権尊重の視点を活かして推進し、地域においても先導的役割を果たしていきます。

各研修機会における人権尊重を視点に置いた研修の充実

職員の自主的取り組みの奨励

地域の研修（地区別懇談会）への職員参加

2．市民・地域との連携、市民組織の充実

市民の自主的な学習活動を推進するため、市民一人ひとりの思いや、住民団体活動の「ともに学ぶこと」を奨励・援助することが大切です。地域住民のニーズに応えた住民主導の活動が必要なことから、生涯学習施設等と連携をしながら、身近な人権教育・学習の場の充実を図ることが必要です。

また、「人権尊重の精神」の啓発・普及とあわせて、市民主体の人権擁護施策の推進を図るため、「甲賀市人権教育推進協議会」と連携し、人権教育・啓発推進支援の取り組み強化を推進していきます。

3．企業との連携

人権尊重のまちづくりを実現するためには行政の主体的な活動だけでなく、行政外においても人権教育・啓発の積極的な取り組みがなされることが必要です。特に企業での人権教育・啓発の取り組みの充実を促すことは重要であり、自主的な人権教育・啓発の実施を支援し、適切な助言や情報提供等を行う必要があります。

そのために、「甲賀市企業人権啓発推進協議会」と連携し、人権教育・啓発推進支援の取り組み強化を推進します。

4．民間団体との連携

(社)甲賀・湖南人権センターをはじめ、NGO、^{解説1}NPO ^{解説2}を含む民間団体と行政との性格、役割の違いを互いに理解しながら、人権教育・啓発を効果的に実施するため、より一層連携強化を図っていきます。

5．相談体制、救済（支援）体制の充実

人権侵害の問題が生じた時は、人権を侵害された人が安心して相談ができ、問題解決に向けた手だてを自らが選べる相談体制の充実を図るため、滋賀県人権相談ネットワークや市内の各種相談窓口の活用を推進します。

また、自らの人権を守ることが困難な状況にある被害者に対しては、人権に関わる相談窓口と施策ごとの相談窓口との連携体制を密にするとともに、人権救済（支援）体制づくりを進めます。

（１） 相談体制の充実

相談窓口相互の連携を強化するとともに、市民が安心して頼れるネットワークを構築し、相談体制の確立と機能の充実を図ります。

（２） 相談機能の充実

人権侵害を受けている人からの相談は、複数の要因が絡み合っている場合が多く、相談員には、それぞれの分野に関する専門的でかつ人権全般にわたる幅広い知識、技能や人権尊重の視点を持つことが必要であり、相談員の相談能力向上に努めます。

（３） 救済（支援）体制の充実

相談者の要望に応えられたかを検証するとともに、弱い立場にある人々を支援する市民の活動やボランティア活動等、市民による市民相互の人権擁護支援組織活動の支援に努めます。

（４） 人権擁護関係機関等との連携の充実

人権擁護委員^{解説3}や人権擁護推進員^{解説4}など、国や県の制度として市に配置・設置されている各相談員との定期的な会議や研修会を開催し、相互の連携を図ります。

6．調査の実施

（１） 具体的な施策に活かす効果的な実態調査の実施

行政各機関で既の実施したアンケート調査結果も活かしつつ、人権総合計画策定の基礎資料となる総合実態調査を実施し、市民のニーズを踏まえた計画づくりを進めます。

第4章 個別課題について

同和問題

1. これまでの動向

国際社会において全ての人の人権が保障されているにもかかわらず、日本固有の人権侵害問題である同和問題については、昭和40年(1965年)の国の「同和対策審議会答申(以下「同対審答申」という。))が出されてはじめて国民的課題として認識されるまで、実態的・心理的差別が深刻な状況にありました。

また、同対審答申において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」との基本的認識が示されているように、同和問題は基本的人権にかかわる深刻かつ重要な課題です。

日本国憲法では、第11条において基本的人権の享有について、第13条において個人の尊重、幸福追求権について、第14条において法の下での平等について定義しています。このことから同和問題の解決は、日本国憲法の実現するものです。

平成8年(1996年)の国の地域改善対策協議会意見具申では、「基本的人権を保障された国民一人ひとりが、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある」・「国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である」・「一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」としています。

甲賀市においては、「同和問題の解決は、国の責務であり、同時に国民的課題である」との同対審答申の基本的認識を踏まえ、行政の責務として、部落差別があるかぎり、同和問題解決のための施策を推進するため、平成18年(2006年)10月に甲賀市同和対策審議会より「甲賀市における今後の同和行政について」答申を受け、これに基づき、平成20年(2008年)1月に甲賀市同和対策基本方針を策定し、同年5月に甲賀市同和対策基本計画を策定しました。

2. 現状と課題

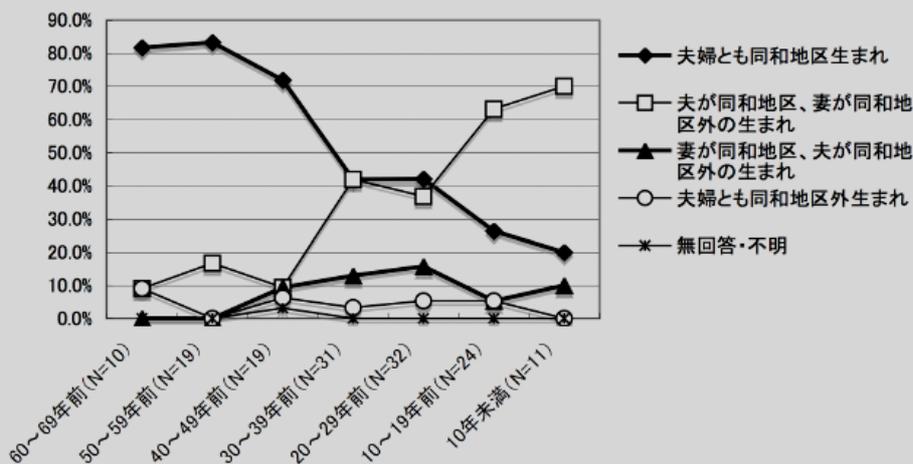
平成 14 年（2002 年）3 月末をもって地対財特法が失効し、同和問題の解決を目指す行政の取組みが一般対策への移行という大きな転換期を迎えています。

今日までの同和対策の基本は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている同和地区における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消するために実施されてきました。同和地区住民、関係団体との努力があいまって、住環境や生活実態は大きく改善されてきました。

平成 19 年(2007 年)

4 月に実施した総合実態調査において、甲賀市内の地区の生活実態等を見てみると、結婚については、これまで地区同士の結婚の比率が高かったのが、最近 10 年以内の結婚形態を見る

図 2-5-1 結婚の時期 × 婚姻類型



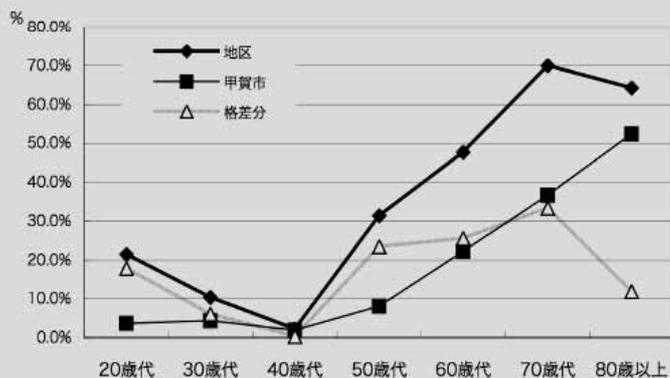
と、夫が地区、妻が地区外という形態が約 7 割を占めており、地区外との結婚の割合が高まってきています。しかし依然として結婚に対する心理的差別が残されており、結婚後その一部には家族間や地域での良好な人間関係が保たれていない状況が見受けられます。

教育についてみると、最終学歴について、「高等教育（短大・高専・大学）」程度、中等教育程度（高校・専修・各種学校）については、総合実態調査結果から、若い年齢層ほど高学歴化しています。これは甲賀市との傾向と同じです。

「初等教育」（小学校・中学校卒業、高校中退）程度においては、年代別に見てみると 70 歳代は、地区と甲賀市では 30.7 ポイントの差がありましたが、60 歳代、50 歳代とその差が縮まり、40 歳代においてはその差がほとんどありません。これは、40 歳代の人たちが

学齢期の頃に同和対策施策として進路保障の取り組みが積極的に行われてきた成果が数字に表れていると言えます。しかし40歳代で限りなくゼロに近づいた差が30歳代、20歳代には再び広がっています。

図 2-3-2 年齢別、不就学・初等教育程度の割合



この傾向の要因の一つに高校中退が考えられます。甲賀市の調査対象の割合からすれば地区の高校中退率は高い傾向にあります。地区の高校中退率が高いのは、高校に進学して、通学範囲の拡大や、新しい環境の中で人間関係を築き上げていく過程において、差別に出会

ったり、受けたりしたときに周囲の環境によっては差別を乗り越えられずに中退してしまうなど様々な要因が絡み合っていると考えられます。地区生徒の指導育成に対しては、就労問題も含め、進路指導に重点を置いて、家庭・地域・学校・企業・行政との連携強化が必要です。

地区全体の就労について見てみると、建設業や製造業に従事する人の割合が高く、就業先の従業員数が1~9人までの小規模零細企業へ勤務する人の割合も高くなっています。また年収においても、甲賀市との比較において、地区は低収入への偏りが目立ちます。

これら総合実態調査の結果から総じて、地区には依然として解決すべき課題が残されていると言えます。

また、社会の現状では部落差別につながる恐れのある身元調査、差別落書き、インターネット上の掲示板への差別表示の掲示など、深刻な人権侵害につながる陰湿な行為が後を絶たない状況があります。甲賀市においても公共施設等に部落差別を扇動する内容の差別落書き等が発生しており、心理的差別の解消に向けた取り組みが重要です。

総合実態調査結果における表記について

総合実態調査は、同和地区世帯、同和地区個別調査（15歳以上）、母子世帯、同和地区世帯及び母子世帯を除く世帯、企業、の5つの調査体系で行われました。

本文中における調査結果の表記については、わかりやすく表記するため総合実態調査結果の表記に倣い、同和地区の結果については「地区」、同和地区世帯及び母子世帯を除く世帯の結果については「甲賀市」という言葉を用いています

3. 施策のあり方

これまで実施された特別対策のうち、生活環境改善等のハード面においては、事業実施の緊急性等に応じて取り組んできました。残された課題解決のため、現在も特別対策として実施しているものも、早期の一般対策への移行を目指します。

しかし、生活福祉や教育啓発等のソフト面で今なお存在する課題の背景にはさまざまな要因があり、依然として存在している差別意識の解消や人権侵害による被害者の救済等の対応と併せ、粘り強く課題の解決に努めます。

また、地域住民の自立、自己実現を図る取組みを総合的に推進するとともに、住民相互の交流を通して理解を深め、地域社会全体の中で協働のまちづくりを推進します。

施策の目標

部落の完全解放の実現に向けて、地域や個人に残された課題を的確に捉えて施策を実施し、今日までの同和対策の成果を活かして取り組みます。

- ・ 就学前・学校・社会教育における同和問題をテーマにした教育啓発の推進
- ・ 地域住民の自立と自己実現を達成するための取り組み
- ・ 住民相互の交流を促進するための取り組み
- ・ 地域総合センターを福祉と人権のまちづくりの拠点として運営・充実

女性

1. これまでの動向

女性の地位向上と男女平等を目指した国際社会の取り組みは、昭和50年(1975年)の「国際婦人年」を契機に大きく展開されてきました。平成7年(1995年)到北京で開催された第4回世界女性会議では「女性のエンパワーメント」をキーワードに、「女性と健康」「女性に対する暴力」「女性の人権」「女性とメディア」など12の重大問題領域において各国政府等が取り組むべき「北京行動綱領」が採択されました。また、「北京行動綱領」の実施状況を評価し、今後に向けた取り組みを検討することを目的として、平成12年(2000年)に「女性2000年会議」が開催され、「成果文書」が採択されています。

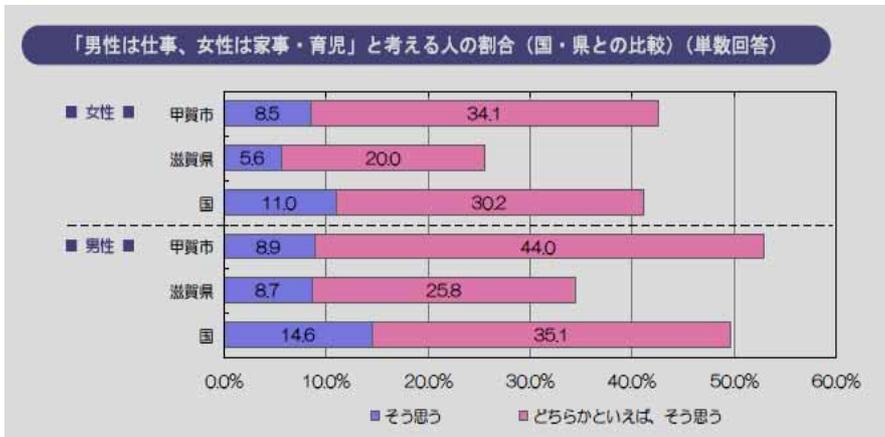
国においては、昭和50年(1975年)の第1回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を受け、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」が、昭和62年(1987年)には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(平成3年(1991年)改定)が策定されるなどの取り組みが進められてきました。また、平成8年(1996年)には「男女共同参画2000年プラン」が策定され、このプランの下で、「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」などの改正による雇用分野における制度改正が実施されています。平成11年(1999年)には「男女共同参画社会基本法」が施行され、5つの基本理念の達成に向けて、国、地方公共団体、国民の役割が定められました。

更に「男女共同参画基本計画」を平成12年(2000年)に策定するとともに、平成13年(2001年)には内閣府に「男女共同参画局」を設置するなど、推進体制の強化を図っています。また、「ストーカー行為等の規制に関する法律」(平成12年(2000年))、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年(2001年))施行、平成16年(2004年)改正法施行)と女性に対する暴力を防止する法制度が整備されてきました。

甲賀市においては、平成18年(2006年)に、男女共同参画社会に関する市民や事業所の意識や実態、ニーズなどを把握し、今後の男女共同参画社会づくりの指針となる計画の策定や事業の効果的な取り組みのための基礎資料を得ることを目的として「甲賀市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査・事業所実態調査」(以下、「市男女共同参画意識調査」という)を実施しました。この結果を受け、平成20年(2008年)3月に甲賀市男女

共同参画計画を策定しました。

2. 現状と課題



「男性は仕事」「女性は家事・育児」といった男女の多様な生き方を制約する固定的な性別役割分担意識や慣習が根強く残っています。市男女共同参画意識調査においても、「男性は仕事」「女性は家事・育児」と

いう考え方について「そう思う、どちらかといえばそう思う」と男性では5割強の人が、女性では4割強の人が回答しています。これは、滋賀県や全国の同様の調査結果よりも高い割合になっています。実際、家庭生活においても家事・育児については女性（妻）が担っている割合が高くなっています。

また、働くことは経済的自立を可能にするとともに、社会参加のためのひとつの手段であり、その権利は男女に関係なく保障されるべきものです。しかし、甲賀市内の女性の雇用形態は半数以上が非正規雇用であることが総合実態調査結果に出ています。

表 1-4-5 雇用形態（問 17-2）

	甲賀市		滋賀県	
	総数 人数	%	男性 有効%	女性 有効%
会社などの役員	89	4.1	5.5	2.5
正規の職員・従業員	1,354	62.1	75.6	47.0
パート	363	16.7	3.6	35.1
アルバイト	142	6.5	5.9	7.3
労働者派遣事業所の派遣社員	54	2.5	2.5	2.5
契約社員・嘱託	111	5.1	5.6	4.6
その他	24	1.1	1.3	0.9
有効回答者数	2,137	98.1	(1204)	(912)
無回答・不明	42	1.9		
合計	2,179	100.0		

※滋賀県は「平成14年就業構造基本調査」

これは、女性が家事育児に対する負担が多いため、正規雇用としての就業が難しいこと、また正規雇用であっても、出産育児により一時的に休職せざるを得ない状況があり、復帰後の職場の確保が困難であるとい

う要因があります。つまり誰もが一生涯を通じて自分の働きたい職場で働き続けることができる社会になっていないということです。

女性が自分らしく生き活きと、家事育児だけに縛られず、社会で活躍できる環境づくり

が求められています。

また、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、肉体的、精神的、経済的、性的又は心理的苦痛が生じる性に基づくあらゆる暴力を含んでいます。

実際に市男女共同参画意識調査において、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{解説5}の被害経験を持つ女性が約10%、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）^{解説6}を受けた経験のある女性が約20%という結果が出ており、DVやセクハラは早期根絶を図るべき課題です。

このほかにもストーカー行為^{解説7}など女性に対する様々な暴力事案の発生や、性の商品化、性情報の氾濫等が社会問題となっています。

3. 施策のあり方

男女が等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を実現する体制を整えます。そのためには、社会的・文化的に創られた性差（ジェンダー）に基づく固定的役割分担にとらわれない視点を持つことです。

施策の目標

あらゆる分野において男女が互いに認め合い、対等なパートナーとして活躍できる男女共同参画社会の構築をめざします。

- ・ 就学前・学校・社会教育における男女共同参画をテーマにした教育啓発の推進
- ・ DV・セクハラ・ストーカー行為等の防止のための教育啓発や男女が互いに安心して暮らせる環境づくり
- ・ 女性の職業選択の自由と働く権利が保障される環境づくり
- ・ 女性が働きながら安心して子どもを産み育てられる社会環境の整備
- ・ 政治や地域活動などのあらゆる方針・意思決定過程の場に、女性が参画しやすい環境づくり

子ども

1. これまでの動向

平成6年(1994年)日本は「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」という。)を批准、発効しました。「子どもの権利条約」においては、子どもを単に保護・指導の対象としてのみ捉えるのではなく、基本的人権の享有主体として尊重するとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で、「子どもの最善の利益」が考慮されるべきこと等が宣言されています。

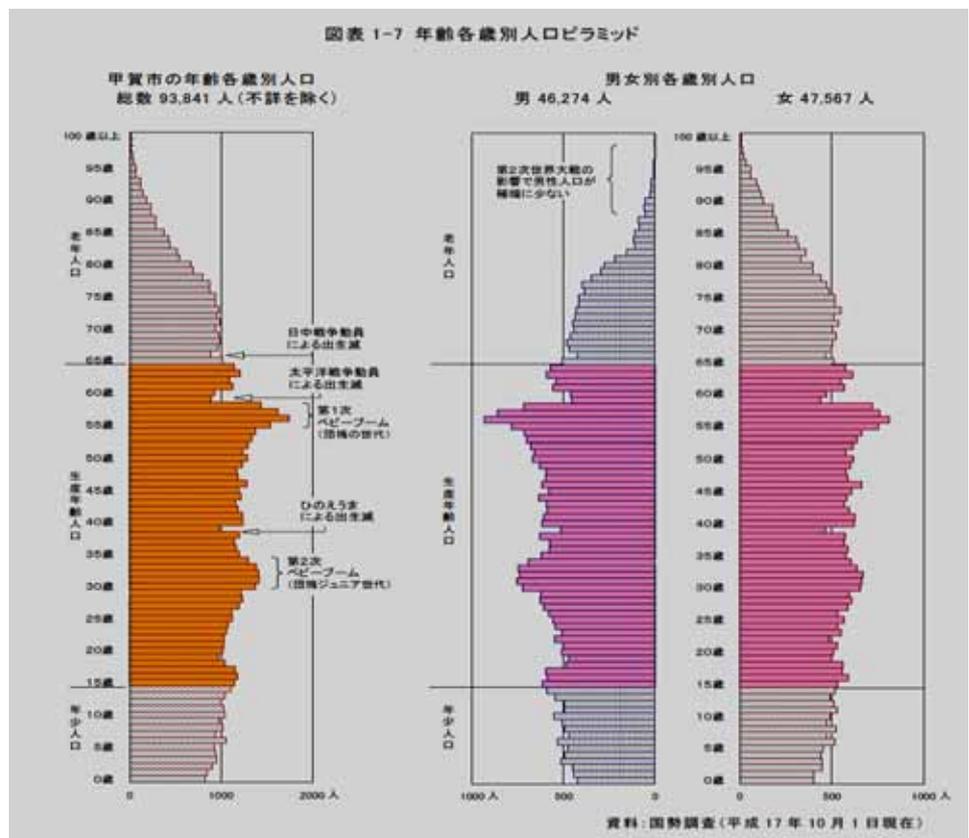
国においては、憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などによってその基本原理や理念が示されてきました。近年の子どもを取り巻く状況から、「次世代育成支援対策推進法」の制定(平成15年(2003年))や関連法(児童福祉法、児童虐待防止法、児童手当法、育児・介護休業法)の改正が行われました。

甲賀市においても子どもの健全育成と子育て支援施策についての基本的かつ総合的な計画として平成17年(2005年)に「こうか 親と子応援アクションプラン(甲賀市次世代育成支援地域行動計画)」を策定し、児童福祉・母子保健・医療、教育などの分野で様々な施策を展開しています。

2. 現状と課題

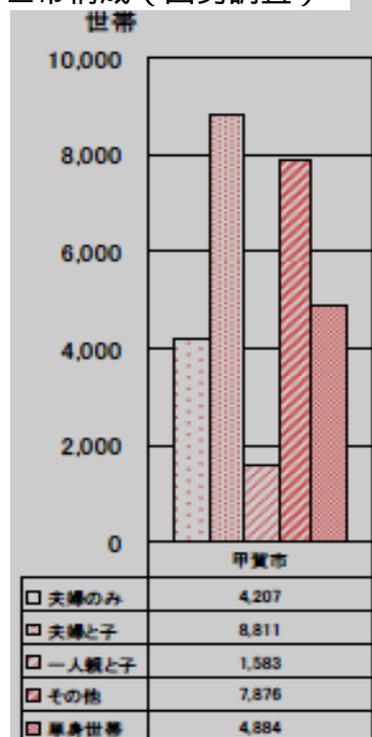
全国的な少子化傾向の中で、甲賀市においても18歳未満の子ども数が減少しています。

また、世帯構成も核家族(夫婦と子ども)



もの世帯)世帯の割合が最も多く、少子高齢化、核家族化が進んでいます。

世帯構成(国勢調査)



少子化、核家族化が進むにつれ、地域コミュニティの希薄化や子育ての孤立化が進行し、家庭や地域での養育力が低下してきています。このような中、子育てをめぐっての不安や葛藤のほか様々な要因を背景として、育児疲れや児童虐待などが増加しています。

児童虐待は、子どもたちの心と体に深い傷を残し、全国的には死亡に至る事例も発生していることから、深刻かつ重大な社会問題となっています。

家庭や地域社会などがそれぞれの立場から子育てを支援し、子どもの人権を擁護していく取組みを進める必要があります。

学校においても、いじめや不登校の問題が深刻化しています。いじめは、児童生徒の命に関わる重大な人権侵害です。学校におけるいじめを起こさない、許さない、

いじめに気づく風土づくりが必要です。指導者にはいじめを見抜く力をつけることが求められています。また、いじめにあったとき、安心して相談できる体制を作る必要があります。子どもと保護者、保護者と校園、指導者間同士、学校と地域との連携も密にする必要があります。いじめだけでなく、暴力、犯罪などから子どもの権利を守らなければなりません。子どもが安全に、自由に、自信を持って生活できる環境をつくる必要があります。また、近年増加している不登校についても、学校や家庭だけで取り組むのではなく、ケースに応じた柔軟な対応をとりながら、地域や行政など関係機関の連携も密にし、解決のために一層努めなければなりません。

甲賀市人権教育基本方針(平成19年(2007年))では、学校教育において、学校生活のあらゆる場を通して、個々の子どもの自尊感情を高め、他者を尊重し互いの違いを認めあうとともに、人権に関する知識を深め豊かな感性を育むことが重要であるとし、子どもの実態を発達段階及び家庭や地域の課題から捉え、系統的及び発展的な学習を展開させるとともに、関係機関や関係団体等と連携し、家庭や地域の理解を得ながら教育活動を展開していくとしています。

3. 施策のあり方

「子どもの権利条約」においても掲げられているように、子どもは、身体・生命の安全はもちろんのこと、あらゆる形態の差別から保護されるという基本的人権の享有主体です。さらに子どもは、単に保護・指導の対象として捉えられるのではなく自らの意見を表明する権利や参加する権利などを保障されるとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で「子どもの最善の利益」を考慮します。

また、子どもたちの実態に見られる「いじめ」や、生命を軽視する風潮など様々な課題や人権に関連する問題は、大人社会の反映であることを改めて認識し、施策に活かします。

施策の目標

いじめや体罰・児童虐待をなくすとともに、子どもが健やかに成長できる社会を構築し、子どもの持つ可能性を最大限まで伸ばすことができるよう保護・育成することに努めます。

- ・ 就学前・学校教育における子どもの権利の啓発と子育て支援の推進
- ・ 子どもをとりまく生活環境の改善
- ・ 社会福祉施策の充実

高齢者

1. これまでの動向

昭和 57 年（1982 年）ウィーンで国連主催の高齢者問題世界会議が開催され、「世界人権宣言」に謳われた基本的で奪うことのできない権利が、高齢者に完全に、かつ制限されることなく認められる」ことを再確認し、「生活の質は長寿そのものに劣らぬほど重要であることを認め、それゆえ高齢者はできる限りそれぞれの家族や社会の中で、社会の欠くべからざる構成員として評価されつつ、充実し、健康で、安全で、かつ満足のいく生活を享受することが可能である」ことを認めた「高齢者問題国際行動計画」が採択されています。

平成 3 年（1991 年）国連総会において「国連高齢者原則」が採択され、各国政府が国内計画に取り入れるべき原則として、「自立」「参加」「ケア」「尊厳」「自己実現」の 5 項目を分類し、「ヘルスケア」「政策立案参画」「地域におけるケアと保護」「虐待を受けない権利」など 18 の諸原則が掲げられました。これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促進するとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取り組みが行われることを期待して、平成 11 年（1999 年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。

国においては、平成 7 年（1995 年）「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢社会対策の基本理念が示されるとともに、その基本施策として、就業・所得・健康・福祉・学習・社会参加、生活環境などの分野別に国が講じるべき施策を掲げています。

一方平成元年（1989 年）に「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を制定し、「施設ケアから在宅ケアへ」の方針を掲げました。これにより「老人福祉法」や「老人保健法」などが改正され在宅ケアのための公的支援措置の拡充が具体化されるとともに、それまでの国を中心としたサービスから市町村単位へのサービス体制への変換が図られました。

これらの流れを受け、市町村単位での介護保険サービスの具体的な整備がなされ、平成 12 年（2000 年）4 月より介護保険制度が導入されました。

甲賀市では、平成 18 年 3 月に「甲賀市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（第 3 期）」を策定し、高齢者の自立支援と持続可能な介護保険運営をめざし、早期からの生活習慣予防、総合的・継続的な介護予防の推進、在宅重視の介護サービスの充実に取り組んでいま

す。

また、平成 19 年(2007 年)3 月に、「共に生き、支えあい、個性が輝く、人権尊重と健康福祉のまちづくりプラン(甲賀市地域福祉推進計画)」を策定し、人権尊重を基本に、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域に関わるすべてのものが主役となって進めていく地域づくりを進めています。

2. 現状と課題

甲賀市では、65 歳以上の高齢者の割合(高齢化率)が平成 17 年(2005 年)で 19.8%、であり滋賀県の平均 18.1%を上回っています。総合実態

図表 1-6 人口構成割合の比較(全国・滋賀県・甲賀市)

区分	年少人口 (0~14 歳)			生産年齢人口 (15~64 歳)			老年人口 (65 歳以上)		
	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
全 国	15.9	14.6	13.7	69.4	67.9	65.8	14.5	17.3	20.1
滋 賀 県	18.0	16.4	15.4	67.9	67.5	66.4	14.1	16.1	18.1
甲 賀 市	18.6	17.1	15.6	65.4	64.8	64.6	16.0	18.1	19.8

資料:国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

調査では高齢者世帯が全体の 13.7%を占めているという結果が出ており、介護が必要な年

表 1-2-8 介護・介助の必要性

	総数	介護の必要あり	
		人数	%
10 歳未満	416	5	1.2
10 歳代	485	3	0.6
20 歳代	522	14	2.7
30 歳代	602	12	2.0
40 歳代	533	9	1.7
50 歳代	822	33	4.0
60 歳代	669	37	5.5
70 歳代	517	70	13.5
80 歳以上	313	109	34.8
無回答・不明	172	12	7.0
合計	5,051	304	6.0

表 1-2-9 主な介護者

	人数	%
配偶者	90	29.6
子	57	18.8
子の配偶者	23	7.6
父母	24	7.9
その他の親族	5	1.6
ホームヘルパーやガイドヘルパー	24	7.9
その他	15	4.9
無回答・不明	66	21.7
合計	304	100.0

代は 70 歳代・80 歳代が高くなおかつ主な介護者が配偶者という割合が高い結果が出てい

ます。介護が必要な高齢者が増加する中で、介護が必要な期間の長期化、主な介護者の高齢化、介護疲れによる介護放棄や身体的・経済的虐待などの様々な権利侵害が社会問題となっています。

特に高齢者世帯における高齢者が高齢者を介護するといういわゆる「老老介護」による介護共倒れが危惧され、その防止策が急務であるといえます。

保健福祉サービスや医療制度が整っていても、家庭環境や社会構造等の原因により、正

しい情報や必要なサービスを受けることができない高齢者が居られ、行政・家庭・地域が連携し、これらの方々がスムーズにサービスを受けられるシステムづくりが必要です。

一方、健康な高齢者もたくさんおられ、その豊かな経験と知識を発揮しながら各方面で活躍されています。学習、スポーツ、文化、ボランティアなど高齢者の活動範囲は多岐に渡り、高齢者がこれまで以上に社会の様々な分野での活躍が期待されており、高齢者が永年積み上げてきた知識と経験を有効に活用できる場の確保や情報提供を行うことが重要です。

3 . 施策のあり方

高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識を十分に活かし、地域社会の中でいきいきと輝いて暮らせる真の長寿社会の実現のためには、すべての市民が長寿社会の諸問題を自分のものとして捉え、その理解と関心を深めていきます。

施策の目標

高齢者が自立し、生きがいと喜びをもち、健康な生活を営むことができるよう支援するとともに、介護を必要とする状態になっても、個人としての尊厳を保ち、機能回復と健康保持を中心とした社会づくりを進めるための施策を推進します。

- ・ 就学前・学校・社会教育における高齢者の人権についての啓発の推進
- ・ 高齢者世帯が安心して地域で生活できるための支援
- ・ 高齢者虐待の早期発見、被虐待者への支援
- ・ 介護家族の精神的負担の軽減のための支援
- ・ 寝たきり防止等、高齢者の運動器 解説 8機能向上のための支援
- ・ 高齢者に住みよいまちづくり推進のため、住宅・環境整備によるバリアフリー 解説 9の促進
- ・ 地域における「健康福祉会」 解説 10設立の推進

障がいのある人

1. これまでの動向

国連は、昭和 56 年（1981 年）を「国際障害者年」とすることを決議し、各国において障がいのある人の福祉を増進するように提唱しました。これを受けて国においては、昭和 57 年（1982 年）に「障害者対策に関する長期計画」、平成 7 年（1995 年）に「障害者プラン（ノーマライゼーション 7 か年戦略）」を策定し、平成 14 年（2002 年）に新たな「障害者基本計画」と「重点施策実施 5 か年計画」を策定して、障がいのある人の福祉の取り組みを進めています。平成 16 年（2004 年）には障害者基本法が改正され、障がいを理由とした差別をしてはならないことが明記（第 3 条の 3）されました。

一方、甲賀市を含む甲賀地域では、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が住みなれたまちで地域の人たちとともに安心して生活できるまちづくりを目指すための障がい者施策の指針として、平成 15 年（2003 年）3 月に「甲賀地域障害者福祉計画」を策定しました。

また、国における支援費制度の導入（平成 15 年（2003 年）4 月）や障害者自立支援法（平成 17 年（2005 年））の成立に伴い、障がい者施策を取り巻く制度上の課題解決を図るとともに、障がい福祉サービスおよび相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保を図るため「第 1 期甲賀市障がい福祉計画」を平成 19 年（2007 年）3 月に策定し、障がいのある人が地域で安心して自立生活ができるよう取り組みを進めています。

2. 現状と課題

近年、「ノーマライゼーション」、^{解説 11}「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」^{解説 12}と
言う言葉が日本国内においても徐々に日常生活に浸透してきています。

バリアフリーの考え方をさらに進めてすべての人がそれぞれの特性や差異を越えて利用できるように、まちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていかこうとする考え方が「ユニバーサルデザイン」です。「ノーマライゼーション」「バリアフリー」「ユニバーサルデ

ザイン」の理念を推し進め、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりが求められています。

一方少子高齢化の進行を背景に、甲賀市も高齢化率が年々上昇しています。また、障がい者手帳の所有者数も年々増加傾向にあり、総合実態調査の結果から人口 1000 人あたりの障がい者手帳保有者数を算出すると 45.1 人となり、滋賀県の人口 1000 人あたりの障がい者手帳保有者数 36.6 人より高くなっています。高齢化に伴い障がいのある人の重度化や重複化が進んでいます。

障がいの状況に関係なく、自らの意思で選択し必要な支援を受けられることが求められており、障がいのある人への福祉サービスの提供基盤を整備・充実し、自立と社会参加を実現することが課題となっています。

また、障がいのある人に対する誤った認識や偏見が社会に存在しており、予断や偏見を取り除く必要があります。

3. 施策のあり方

障がいのある人を福祉施策の対象者として捉えるのではなく、自立した主体的な存在であり、安心して地域の人々と共に生活できるための施策を推進していきます。

施策の目標

障がいのある人も無い人も、ノーマライゼーションの理念の下に、暮らしの場である地域で安心して生活できるまちづくりの施策を推進するとともに、心のバリアフリーの醸成に努めます。

- ・ 社会教育・就学前・学校教育における障がいのある人の人権についての啓発活動の推進
- ・ 障がいのある人の就労・雇用の促進・社会参画の促進
- ・ 障がいのある人の暮らしを守るための支援
- ・ 住宅・公共施設等の「バリアフリー」の促進

外国人

1.これまでの動向

昭和 23 年（1948 年）国連において「世界人権宣言」が採択されたのを受け、「国際人権規約」をはじめ「難民条約」「人種差別撤廃条約」「移住労働者条約」など人権に関する条約が国連で採択されました。

わが国においても、昭和 54 年（1979 年）に「国際人権規約」を批准し、国籍を越えた人権保障の権利のあり方について、問い直されることとなりました。昭和 56 年（1981 年）には「難民条約」を批准し、これに伴い、国民年金や児童扶養手当法等の社会保障関係法令から、国籍要件を撤廃するなどの法整備が行われました。昭和 55 年（1980 年）に「女子差別撤廃条約」に署名したあと、昭和 59 年（1984 年）に国籍法を改定し、従来の父系血統主義から父母両系主義に改めました。

また、平成 12 年（2000 年）には外国人登録法の改正により指紋押捺制度の全廃などが実現し、平成 16 年（2004 年）には、学校教育法施行規則の改正により、外国人学校（一部除く）卒業生への大学資格が付与されるなど、外国籍市民の法的地位と権利擁護のための法整備が行われています。

平成 19 年（2007 年）には国際化推進懇話会を設置し、市職員で組織する庁内国際化推進チームとともに、市民の国際化・国際理解の推進、外国籍市民支援等、将来における甲賀市の国際化推進方針を策定すべく、意見交換がされています。

2.現状と課題

甲賀市には多数の外国籍市民が居住されています。

平成 19 年（2007 年）12 月時点で総人口の約 3 %にあたる 3,126 人の外国籍市民が生活されており、その内 52%がブラジル国籍の方です。様々な言葉や習慣の違う外国籍市民が、甲賀市内において生活する場合、行政をはじめ地域・企業などからの情報が理解できない、情報そのものが伝わらない、といったことが多々あり特に義務教育や保健福祉といった最

低限の生活保障が充分に行き届いておらず、多くの外国籍市民が常に何らかの不安を抱えて生活している現状があります。外国籍市民に対する行政サービスを充実させることや、地域においても日本人と外国籍市民が積極的にコミュニケーションを図っていく必要があります。

また、かつての日本の植民地支配の歴史的経緯の中で、日本での在住を余儀なくされた在日韓国・朝鮮の人々に対する民族性を否定してきた意識が今なお日常生活の中で、偏見や差別といった形で残されています。

こうした歴史的な背景、言葉や習慣などそれぞれの違いを認め合い、対等な関係を築き上げることで、同じ地球市民であることの理解ができます。外国籍市民と共に助け合い、理解し合いながら暮らしていける多文化共生の地域づくりが緊急の課題であり、教育啓発を含めた取り組みが必要です。

3. 施策のあり方

全ての人々が、民族・国籍・文化・習慣の違いを互いに認め合い、また、外国籍の市民が制度上の格差等による不利益を被ることのない必要最低限度の生活保障が受けられ、全ての人々の人権が尊重される多文化共生社会の実現に努めます。

施策の目標

日本と諸外国との歴史や関係を知り、言語・習慣・文化などの違いを認め合い、相互に尊重しあいながら、市民として必要な生活保障を受け安心して暮らすことのできる共生社会を実現していくための施策を推進します。

- ・ 就学前・学校・社会教育における、異文化交流の促進や、多文化共生社会についての啓発の推進
- ・ 外国語による行政サービスの充実

- ・ 外国籍市民の地域コミュニティへの参画促進
- ・ 外国籍市民の生活実態や、健康管理状況の把握と的確な施策の推進
- ・ 外国籍市民の暮らしを守るための支援
- ・ 企業と連携し外国籍市民の就業環境改善、就業支援等の推進

その他さまざまな人権問題等

これまで挙げてきた6つの個別課題のほかにも患者・刑を終えて出所してきた人・犯罪被害者・ひとり親家庭等の人権をめぐる様々な問題が存在しています。また、インターネットを悪用した人権侵害等の新たな問題も発生しています。

さまざまな人権問題については、法律の制定など一定の対応が図られているものもありますが、依然として社会的な認知度が低いのが現状です。これらが人権課題として正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、今後とも積極的に教育・啓発活動を推進していきます。

また、社会情勢の変化により新たな人権問題も発生することも考えられ、これらにも対応できる体制づくりを推進します。

用語の解説

解説 1 NGO

ノン、ガバメント、オーガニゼーション《nongovernmental organization》の略。非政府組織で、平和・人権問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。

解説 2 NPO

正式には「特定非営利活動」といい、営利を追及しない公益のための活動のこと。特定非営利活動促進法「通称 NPO 法」に法人格の認証を取ることができる活動が定められており、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、環境の保全を図る活動、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、地域安全活動、人権の擁護又は平和の推進を図る活動などが該当する。

解説 3 人権擁護委員

法務大臣が委嘱した民間の人たち。この制度は、日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであり 現在、約 14,000 名の委員が全国の各市町村（東京都においては区）に配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局・行政機関での人権相談所や自宅などで住民の人権相談を受けるなどの活動を行っている。

甲賀市は現在 15 名

解説4 人権擁護推進員

人権擁護推進員は、甲賀市長が委嘱。 定数50名以内。人権擁護委員と協力しながら、地域住民の基本的な人権が侵害されることのないように常に人権思想の普及高揚活動を行う

解説5 DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦や恋人など親密な関係にある(あった)男女間において主に男性から女性に対し、身体的・精神的・経済的・性的暴力が加えられること。

解説6 セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)

相手の望まない性的な言動によって、相手に不快、屈辱、精神的苦痛を感じさせること。

身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、目に触れる場所へのわいせつな写真などの掲示、性的な冗談やからかいなどがある。

解説7 ストーカー行為

同一の者に対し、好意の感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・面会・交際の要求・無言電話・連続電話・連続ファクシミリ等を繰り返し行うことをいう。

解説8 運動器

身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称であり、筋肉、腱、靭帯、骨、関節、神経(運動・

感覚) 脈管系などの身体運動に関わるいろいろな組織・器官によって構成されており、その機能的連合が運動器である。

解説 9 バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手摺の設置等、高齢者や障がいのある人の利用にも配慮した設計にすること。物理的な障壁だけでなく、障がいのある人に対する差別意識等の内面的な障壁を取り除くこともバリアフリーとされている。

解説 10 健康福祉会

かつて当たり前のように行われていた「向こう3軒両隣」の関係づくりを再構築し、区・自治体単位で地域での福祉活動を全ての住民が関わることを目的として「健康福祉会」を設立推進いくことを甲賀市地域福祉推進計画で謳っている。

解説 11 ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が平等に社会の一員として自立した生活を営むことができる社会をめざすという考え方。

解説 12 ユニバーサルデザイン

最初からバリア(障がい)をつくらないことを基本に、さらにすべての人に対して、便利でやさしく、快適さを提供する考え方。

資料編

甲賀市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 12 月 20 日

条例第 196 号

市及び市民は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、基本的人権を保障する日本国憲法及び「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とした世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人等に対する、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るとともに「差別をしない、させない、許さない」世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民」とは、甲賀市に在住、勤務及び在学するすべての人をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、行政すべての分野において総合的に必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をしてはならない。
2 市民は、あらゆる差別を温存し、又は助長する行為をしないように努め、市が実施する施策の推進に協力するものとする。

(施策の推進)

第 5 条 市は、あらゆる人権侵害をなくすために、人権尊重のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(教育、啓発活動の充実)

第 6 条 市は、人権尊重のまちづくりのため、学校、家庭、地域、企業等の各関係機関と連携しながら、きめこまやかな教育、啓発活動の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会環境の醸成を促進するものとする。

(調査等の実施)

第 7 条 市は、施策及び啓発活動の推進のため、必要に応じ意識、実態調査等を実施するものとする。

(推進体制の充実)

第 8 条 市は、国、県及び関係機関との連絡調整を緊密に行い、市民とともに、人権尊重のまちづくりを積極的に推進する体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 9 条 市は、この条例の目的達成のための重要事項を調査審議するため、甲賀市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

委員名	団体・組織名	任期	
市井 幸夫	人権擁護委員協議会	H17.4.1~H21.3.31	会長
寺村 安意	人権擁護委員協議会	H17.4.1~H18.3.31	
伊室 信子	人権擁護委員協議会	H17.4.1~H19.3.31	
稲岡 昌瑞	人権擁護推進員	H17.4.1~H18.12.31	
橋本 隆子	人権擁護推進員	H17.4.1~H19.3.31	
藤村 稔	区長連合会	H17.4.1~H18.3.31	
岡村 久充	区長連合会	H17.4.1~H18.3.31	
左近 律男	区長連合会	H18.4.1~H19.3.31	
青木 洋八	区長連合会	H18.4.1~H19.3.31	
松田 勝征	区長連合会	H19.8.21~H20.3.31	
橋本 康生	民生委員児童委員協議会連合会	H17.4.1~H19.3.31	
小倉 千三枝	民生委員児童委員協議会連合会	H17.4.1~H21.3.31	
植西 晴彦	(社)甲賀・湖南人権センター	H17.4.1~H20.3.31	副会長
神田 泰男	人権教育推進協議会	H17.4.1~H21.3.31	
豊田 いづみ	人権教育推進協議会	H17.4.1~H21.3.31	副会長
小倉 明美	CAPレラ	H17.4.1~H21.3.31	
井田 健	滋賀国際医療研究会	H17.4.1~H21.3.31	
西田 三男	人権団体代表	H17.4.1~H19.3.31	
坂本 正幸	人権団体代表	H17.4.1~H21.3.31	
前川 弘	人権団体代表	H17.4.1~H19.3.31	
中辻 勉	人権団体代表	H17.4.1~H19.3.31	
西川 敏則	人権団体代表	H17.4.1~H19.3.31	
池本 まつ系	人権団体代表	H19.8.21~H21.3.31	
西田 くみ子	女性の会	H17.4.1~H18.3.31	
大塚 明美	女性の会	H18.4.1~H19.3.31	
清水 多津	女性の会	H19.8.21~H21.3.31	
吉田 勇	老人クラブ連合会	H17.4.1~H21.3.31	
藤本 俊治	身体障害者更生会	H17.4.1~H21.3.31	
大槻 敏明	さわらび福祉会	H17.4.1~H21.3.31	
吉水 定宏	鹿深の家代表	H17.4.1~H19.3.31	
藤井 瑠芽子	びわこ未来の会	H17.4.1~H21.3.31	

甲賀市人権尊重のまちづくり推進協議会委員名簿

任期:平成19年7月9日～平成21年3月31日

委員名	団体・組織	
平尾 敏一	人権擁護委員	
田中 義人	人権擁護委員	
伊室 信子	人権擁護委員	
植西 真児	人権擁護推進員	
横山 茂樹	人権擁護推進員	
梅本 謙次	人権擁護推進員	会長
黄瀬 聖師	人権教育関係者	
山本 真弓	人権教育関係者	
吉川 隆夫	民生委員児童委員	
前田 道代	民生委員児童委員	副会長
森地 和満	学識経験者	
坂本 敏治	人権団体	
西田 ユリ子	人権団体	
奥村 義範	甲賀・湖南人権センター	

甲 人 政 第 79 号
平成 19 年 (2007 年) 12 月 5 日

甲賀市人権尊重のまちづくり審議会
会長 市 井 幸 夫 様

甲賀市長 中 嶋 武 嗣

甲賀市人権総合計画の策定について (諮問)

国連で 1948 年に採択された『世界人権宣言』における、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」という理念及び『日本国憲法』において保障された基本的人権の享有を基本としてあらゆる差別や人権侵害のない社会の実現に取り組んできました。また 2000 年には『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』が制定され、同法律の基本理念に基づき人権教育及び人権啓発を推進しています。

平成 17 年 (2005 年) には『甲賀市人権尊重のまちづくり条例』『甲賀市人権尊重の都市宣言』を制定し、この条例・宣言の具現化に向けて、昨年貴審議会からいただいた、「甲賀市人権総合計画策定のための基本方針」の答申を受け、基本方針を策定しました。今年度は、基本方針に基づき、甲賀市人権尊重のまちづくり推進協議会で協議、検討をいただき、人権総合計画 (案) 策定に取り組んでまいりました。

については、人権尊重のまちづくりを推進するための『甲賀市人権総合計画』を策定するために、貴審議会のご意見をいただきたく、ここに諮問いたします。

記

- 1 諮問事項 甲賀市人権総合計画 (案) について

平成20年(2008年) 2月19日

甲賀市長 中 嶋 武 嗣 様

甲賀市人権尊重のまちづくり審議会

会 長 市 井 幸 夫

甲賀市人権総合計画(案)について《答申》

平成19年(2007年)12月 5日付け甲人政第79号で諮問のあった
甲賀市人権総合計画(案)について、審議の結果を別紙のとおり答申いたしま
す。

人権総合計画策定経過

	開催日	内容等	
審議会	平成17年7月25日	委嘱状交付、会長・副会長の選出、今後の日程等	基本方針
審議会	平成18年1月30日	人権総合計画策定スケジュール、人権総合計画策定のための基本方針の諮問について	基本方針
審議会	平成19年1月23日	甲賀市人権総合計画策定のための基本方針」の答申案について	基本方針
審議会	平成19年2月8日	甲賀市人権総合計画策定のための基本方針」の答申案について	基本方針
審議会	平成19年2月22日	甲賀市人権総合計画策定のための基本方針」の答申案について	基本方針
審議会	平成19年3月8日	甲賀市人権総合計画策定のための基本方針」の答申案について	基本方針
審議会	平成19年3月15日	甲賀市人権総合計画策定のための基本方針」について答申	基本方針
推進協議会	平成19年7月9日	委嘱状の交付・役員選出について・今後の日程について	計画素案作成
推進協議会	平成19年9月26日	総合実態調査データについて・庁内人権関連事業調書について	計画素案作成
推進協議会	平成19年10月22日	人権総合計画素案について	計画素案作成
推進協議会	平成19年11月5日	人権総合計画素案について	計画素案作成
審議会	平成19年8月21日	委嘱状交付・会長副会長の決定等	計画案審議
審議会	平成19年12月5日	諮問：人権総合計画案について 審議：人権総合計画案について(第1～第3章)	計画案審議
審議会	平成19年12月20日	審議：人権総合計画案について(個別課題：同和問題・女性)	計画案審議
審議会	平成20年1月16日	審議：人権総合計画案について(個別課題：同和問題・子ども・高齢者・障がいのある人)	計画案審議
審議会	平成20年1月28日	審議：人権総合計画案について(個別課題：外国人・その他さまざまな人権問題等)	計画案審議
審議会	平成20年2月14日	審議：人権総合計画案について(個別課題：外国人・その他さまざまな人権問題等・全般を通して)	計画案審議
審議会	平成20年2月19日	人権総合計画案について答申	計画案審議

人権関係年表

年	国連等	国内
1871(明4)		「解放令」(8月28日)
1889(明22)		「憲法発布勅語」(2月21日)
1890(明23)		「教育ニ関スル勅語」(10月30日) 「大日本帝国憲法」施行(11月29日)
1899(明32)		「北海道旧土人保護法」施行(4月1日)
1922(大11)		「水平社宣言・綱領・決議」(3月3日)
1945(昭20)	「国際連合憲章」調印(6月26日)	
1946(昭21)	「国連人権委員会」設置 「婦人の地位向上委員会」設置	「日本国憲法」公布(11月3日)
1947(昭22)		「教育基本法」(3月31日) 「日本国憲法」施行(5月3日) 「労働基準法」施行(9月1日)
1948(昭23)	「世界人権宣言」採択(12月10日)	「児童福祉法」施行(1月1日) 「優生保護法」施行(9月11日) 「民法」改正(12月21日)
1949(昭24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」採択(12月2日)	
1950(昭25)		「身体障害者福祉法」(4月1日) 「生活保護法」施行(5月4日)
1951(昭26)	「難民の地位に関する条約」採択(7月28日)	「児童憲章」制定(5月5日)
1952(昭27)	「婦人の参政権に関する条約」採択(12月20日)	「外国人登録法」施行(4月28日)
1955(昭30)		「婦人の参政権に関する条約」批准(7月13日)
1956(昭31)		「国際連合」加入(12月18日)
1958(昭33)	「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(ILO第111号条約)」国際労働機関総会第42回会期採択(6月25日)	「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」批准(5月1日)
1959(昭34)	世界難民年(~1960年) 「児童の権利に関する宣言」採択(11月20日)	
1960(昭35)	ユネスコ「教育における差別待遇の防止に関する条約」採択	「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行(7月25日) 「同和对策審議会」設置
1965(昭40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択(12月21日)	「同和对策審議会答申」(8月11日)
1966(昭41)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」並びにその「選択議定書」採択(12月16日)	
1967(昭42)	「難民の地位に関する議定書」採択(1月31日) 女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言」採択	
1968(昭43)	「国際人権年」	
1969(昭44)		「同和对策事業特別措置法」施行(7月10日)
1970(昭45)		「心身障害者対策基本法」
1971(昭46)	「人種差別と闘う国際年」 「精神薄弱者の権利宣言」採択(12月20日)	
1973(昭48)	「第1次人種差別と闘う10年」(~1983年) アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」(11月30日)	

人権関係年表

年	国連等	国内
1974(昭49)	ユネスコ総会「国際理解、国際協力および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告」採択(11月19日)	
1975(昭50)	「国際婦人年」 「障害者の権利に関する宣言」採択(12月9日) 「国際婦人年の10年」(1976~1985)の決議を採択(12月) ILO「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択	
1976(昭51)	「国際婦人の10年」(~1985年)	
1978(昭53)		「同和对策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行(11月13日)
1979(昭54)	「国際児童年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択(12月18日)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准(6月21日)
1980(昭55)	「世界女性会議」(コペンハーゲン)	
1981(昭56)	「国際障害年」 国連総会「宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」採択(11月25日) 「国連・障害者の10年」(1983~1992)の決議を採択(12月3日) 「ILO第156号条約(家族的責任平等条約)」採択	「障害者の日」設定 「難民の地位に関する条約」批准(10月3日) 「今後における同和関係施策について(同和对策協議会意見具申)」(12月10日)
1982(昭57)	「高齢者問題世界会議」(ウィーン) 「高齢者問題国際行動計画」採択 「障害者に関する世界行動計画」採択	「難民の地位に関する議定書」批准(1月1日) 「地域改善対策特別措置法」施行(3月31日)
1983(昭58)	「世界コミュニケーション年」 「第2次人種差別と闘う10年」(~1993年) 「障害者のための国連10年」(~1992年)	
1984(昭59)	「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」採択(12月10日)	「今後における啓発活動のあり方について(地域改善対策協議会意見具申)」(6月19日) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准(6月25日)
1985(昭60)	「犯罪の被害者と権力乱用の被害者に関する司法の基本原則宣言」採択 「世界女性会議」(ナイロビ) ILO「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択	
1986(昭61)	「国際平和年」	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)(4月1日) 地域改善対策協議会基本問題検討部会報告書(8月5日) 「今後における地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)」(12月11日) 「今後の地域改善対策に関する大綱」(12月17日)
1987(昭62)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行(4月1日)

人権関係年表

年	国連等	国内
1989(平1)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択(11月20日) 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)」採択(12月15日)	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行(2月17日)
1990(平2)	「国際識字年」 「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択(12月18日)	「保育所保育指針」策定
1991(平3)	「高齢者のための国連原則」採択	「今後の地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)」(12月11日) 「今後の地域改善対策に関する大綱」(12月20日)
1992(平4)	1999年を「国際高齢者年」に決議(10月16日)	「地対財特法」一部改正(3月31日)
1993(平5)	「世界の先住民の国際年(国際先住民年)」世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択(6月25日) 「世界の先住民の国際年の10年」(1994～2003)の決議を採択(12月20日) E S C A P「アジア太平洋障害者の10年行動課題」決定(1993～2002) 「障害者機会均等化基準原則」決議 ユネスコ「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」採択 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	障害者対策推進本部「障害者対策に関する新長期計画」策定(3月22日) 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行(12月3日)
1994(平6)	「国際家族年」 「国連人権高等弁務官」創設 「人権教育のための国連10年」(1995～2004)の決議を採択(12月23日) 「国連人権教育の10年(1995～2005)行動計画」採択	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准(4月22日) 「学校における同和教育指導資料(文部省)」発行(7月) 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建設の促進に関する法律(ハートビル法)」施行(9月28日) 「新ゴールドプラン(高齢者保健福祉計画)」改定(12月18日)
1995(平7)	「国際寛容年」 「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択(9月15日)	「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正(7月1日) 「ILO第156号条約」批准(6月9日) 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准(12月15日) 「人権教育のための国連10年推進本部」設置(12月15日) 「高齢社会対策基本法」施行(12月16日) 障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション7ヶ年戦略)」策定(12月18日) 「人種差別撤廃条約」批准(12月15日)
1996(平8)	「貧困根絶のための国際年」	「らい予防法の廃止に関する法律」施行(4月1日) 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について(地域改善対策協議会意見具申)」(5月17日) 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(閣議決定)」(7月27日) 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定(12月13日) 「高齢社会対策大綱」策定(12月28日)

人権関係年表

年	国連等	国内
1997(平9)	「第1次貧困根絶のための国連10年」 (~2006年)	「人権擁護施策推進法」施行(3月25日) 「人権擁護推進審議会」設置(3月25日) 「地对財特法」一部改正(3月31日) 「男女共同参画審議会設置法」施行 (4月1日) 「男女雇用機会均等法」改正(6月18日) 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等 に関する知識の普及及び啓発に関する法律」 施行・「北海道旧土人保護法」廃止 (7月1日) 「人権教育のための国連10年に関する国内 行動計画」のとりまとめ(7月4日)
1998(平10)		60歳以上定年制義務化(「高年齢者等の 雇用の安定等に関する法律(高年齢者雇用 安定法)」一部改正)(4月1日) 障害者雇用率(1.8%)の設定(「障害者の 雇用の促進等に関する法律(障害者雇用 促進法)」一部改正(7月1日)) 「特定非営利活動促進法」施行 (12月1日)
1999(平11)	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃 に関する条約の選択議定書」採択 (10月6日)	「感染症の予防及び感染症の患者に対す る医療に関する法律(感染症新法)」施行・ 「エイズ予防法」廃止(4月1日) 「精神薄弱の用語の整理のための関係法 律の一部を改正する法律(精神薄弱者か らの知的障害者への用語改正)」施行 (4月1日) 「男女共同参画社会基本法」施行 (6月23日) 「拷問及びその他の残虐な、非人道的又 は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関す る条約」批准(6月29日) 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に 関する国民相互の理解を深めるための教 育及び啓発に関する施策の総合的な推進 に関する基本的事項について」答申 (7月29日) 「後天性免疫不全症候群に関する特定感 染症予防指針」公表(10月4日) 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処 罰及び児童の保護等に関する法律(児童 買春、児童ポルノ禁止法)」施行 (11月1日)
2000(平12)	「国際感謝年」 「平和の文化国際年」 「児童の武力紛争への参加に関する児童 の権利に関する条約の選択議定書」「児童 売春、児童買春及び児童ポルノに関する 児童の権利に関する条約の選択議定書」 採択(5月25日) 「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北 京宣言及び行動綱領実施のための更なる 行動とイニシアティブ」採択	成年後見制度等に関する民法の一部を改 正する法律」等施行(4月1日) 指紋押捺制度全廃(「外国人登録法」一部 改正(4月1日)) 「民事法律扶助法」施行(10月1日) 「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改 正する法律」「犯罪被害者等の保護を図る ための刑事手続に付随する措置に関する 法律」施行(11月1日) 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関 を利用した移動の円滑化の促進に関する 法律(交通バリアフリー法)」施行 (11月15日) 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 (11月20日) 「ストーカー行為等の規制等に関する法 律」施行(11月24日) 人権擁護推進審議会「人権救済制度の在 り方に関する中間取りまとめ」公表 (11月28日) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する 法律」施行(12月6日) 「男女共同参画基本計画」策定(12月)

人権関係年表

年	国連等	国内
2001(平13)	「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」「人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議」	人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方」答申(5月25日) 「雇用対策法」改正・施行(10月1日) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行(10月13日) 「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」開催 (横浜、12月17～20日) 「人権教育・啓発に関する基本計画(中間とりまとめ)」公表(12月20日) 「新しい高齢社会対策大綱」策定(12月21日) 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について(諮問第2号に対する追加答申)」答申(12月21日)
2002(平14)		「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定(3月15日) 「平和の文化国際年」 「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」署名(5月10日) 「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(仮称)」批准(5月10日) 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)」施行(5月27日) 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行(8月7日) 「身体障害者補助犬法」施行(第9条の規定は2003年10月1日施行)(10月1日) 「障害者基本計画」策定(12月)
2003(平15)		「個人情報保護に関する法律」施行(5月30日) 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」施行(6月13日) 「次世代育成支援対策推進法」施行(7月16日) 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行(7月16日) 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」施行(7月16日) 「裁判の迅速化に関する法律」施行(7月16日) 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行(7月24日) 「少子化社会対策基本法」施行(9月1日) 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行(9月13日) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行(10月1日)

人権関係年表

年	国連等	国内
2004(平16)		「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)」公布(5月28日) 「人権教育の指導方法等の在り方について(第1次とりまとめ)」(6月) 「公益通報者保護法」公布(6月18日) 「外国人登録法」改正(12月3日) 「犯罪被害者等基本法」公布(12月8日) 「発達障害者支援法」公布(12月10日)
2005(平17)		「障害者自立支援法」公布(11月7日) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」公布(11月9日)
2006(平18)	「人権委員会」を「国連人権理事会」に改組(6月) 「障害者の権利条約」採択(12月13日) 「すべての人を強制的失踪から保護するための条約(強制的失踪防止条約)」採択(12月20日)	「人権教育の指導方法等の在り方について(第2次とりまとめ)」(1月) 日本、「国連人権理事会」の理事国に当選(5月9日) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」公布(6月15日) 改正「教育基本法」公布・施行(12月8日)
2007(平19)		「日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)」公布(5月18日) 「児童虐待防止法改正法」成立(5月25日) 「少年法改正法」成立(5月25日)